

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 23 日から 53 年 6 月 1 日まで
知人の紹介でA店に入社した。病院で健康保険証を使った記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 11 月 6 日から 53 年 4 月 20 日までB社(A店)に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、申立期間後の平成元年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の役員の一人名は、同社が初めて適用事業所となったのは平成元年頃であったと回答しており、当時の同僚一人も、申立期間当時、従業員は厚生年金保険に加入していなかったと思うと回答している。

さらに、申立人が記憶する当時の同僚二人についても、B社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。